

第4期特定健康診査等実施計画

[第3期データヘルス計画(抜粋)]

令和6年3月

福岡県市町村職員共済組合

第4期特定健康診査等実施計画

(第3期データヘルス計画書 抜粋)

福岡県市町村職員共済組合

目次

4 特定健診等 [第4期特定健康診査等実施計画]	
4-1 基本情報	23
4-2 医療費の状況	24
4-3 目標・対象者数・実施方法	25
4-4 実施方法2・個人情報保護・公表・評価等	26

4-1 特定健診等 背景・現状 [第4期特定健診・特定保健指導等実施計画]

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に則り、特定健康診査等実施計画を定める。

【背景・現状等】

共済組合は、県内の市町村役場(福岡市、北九州市を除く)等に勤務する地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

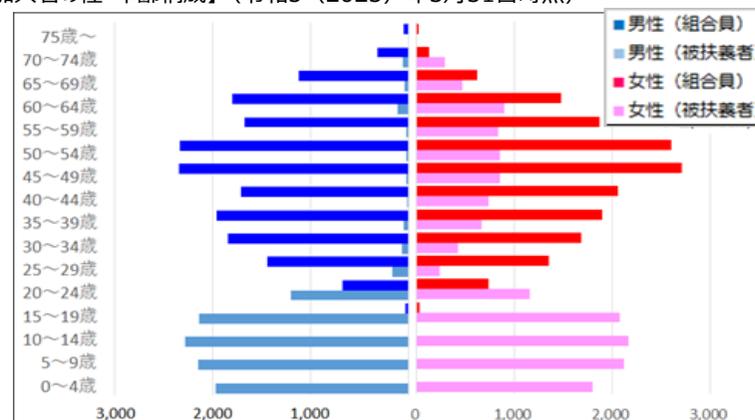
健康診断については、昭和63年度から事業主健診を兼ねた「総合健診」を県下12の健診機関に委託して実施し、40歳以上の受診者は「特定健康診査」を兼ねている。また、被扶養者と任意継続組合員は「総合健診」、または集合契約の実施医療機関において「特定健康診査」を実施している。

組合員数(令和5年3月31日現在)	34,512名		
	男性50.2%(平均年齢46.1歳)*		
	女性49.8%(平均年齢45.2歳)*		
加入者数(令和5年3月31日現在)	60,881名		
所属所数	130ヵ所		
短期財源率	101.020%		
		全体	組合員
特定健康診査実施率(令和3年度)	85.6%	97.4%	44.0%
特定保健指導実施率(令和3年度)	28.8%	30.2%	5.7%

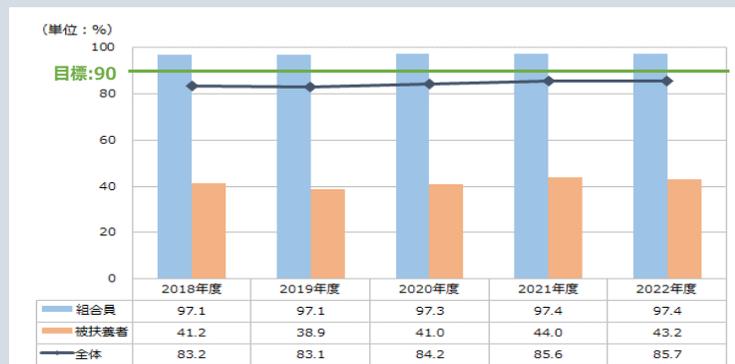
【令和4年度末における概況と第3期の振り返り】

- ・2022年度短期組合員の共済加入により、加入者数が増加。
- ・女性が増加し、2021年度まで組合員の男女比は6:4だったがほぼ半々となった。
- ・年齢構成をみると50歳以上の組合員が大幅に増加し、平均年齢があがった。
- ・所属所数は130である。(市27、町29、一部事務組合72)
- ・2022年度短期給付財政調整の交付対象となった。
- ・2021年度特定健診実施率は85.6%、特定保健指導実施率は28.8%といずれも目標に届いていない。被扶養者の健診と組合員の保健指導の実施率は向上してきたが、引き続き取り組む必要がある。

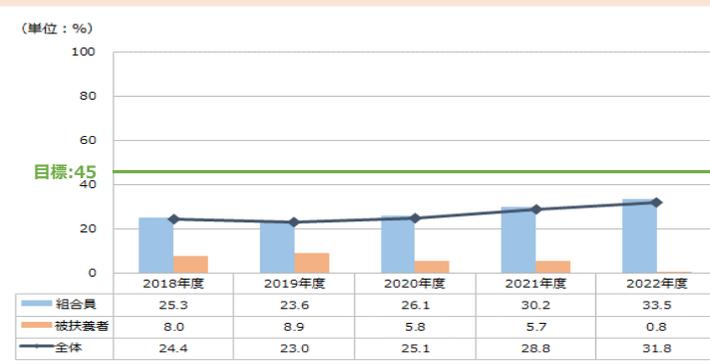
【加入者の性・年齢構成】(令和5(2023)年3月31日時点)



【特定健診の実施率】

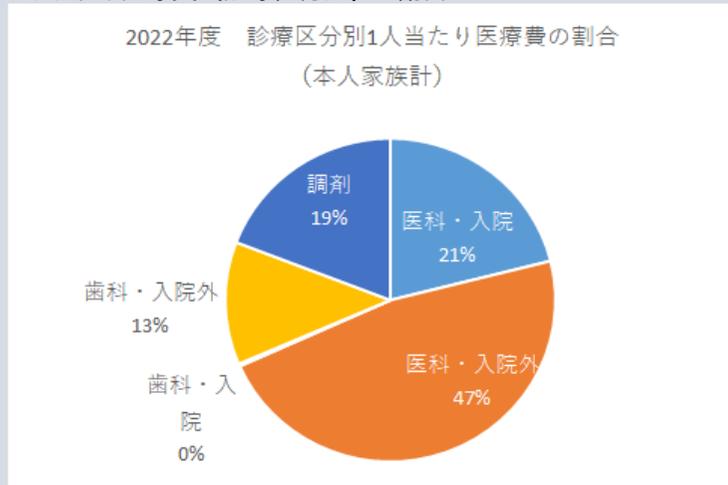


【特定保健指導の実施率】

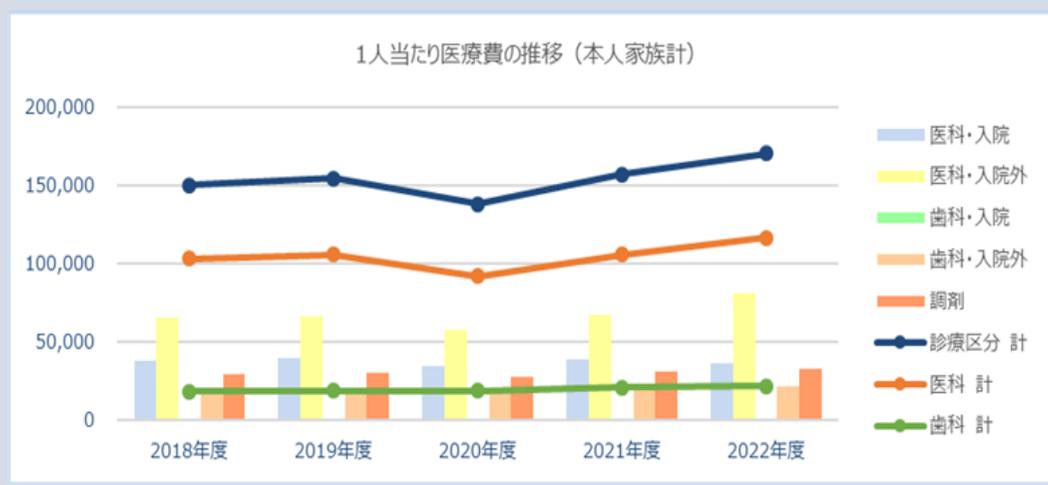


4-2 特定健診等 医療費の状況（全体、診療区分別、疾病分類別、生活習慣病等）

1人当たり医療費（診療区分別）の割合



1人当たり医療費の経年変化

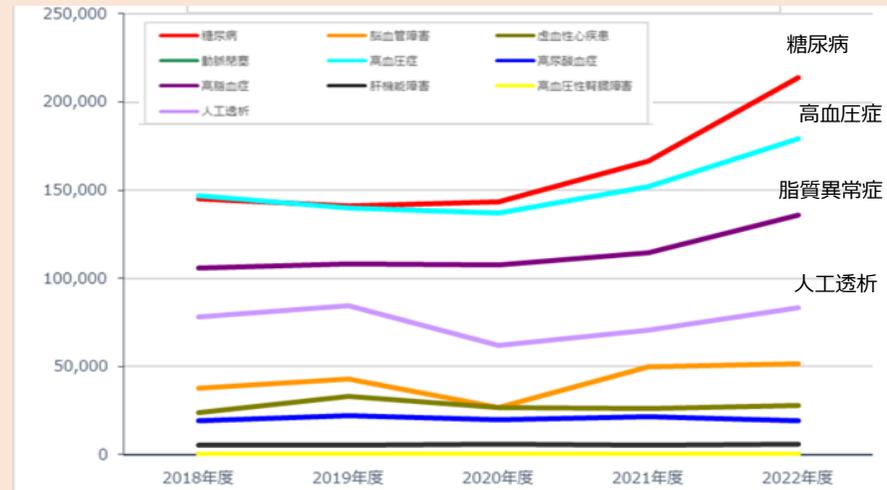


疾病分類別 医療費の状況（2022年度 2022年2月～2023年1月）

疾病19分類	医療費総額	医療費割合	1人当たり医療費
01:感染症・寄生虫症	217,292,090	2.86%	4,224
02:新生物	701,912,100	9.24%	13,645
U3:血液・造血器・免疫障害	127,611,670	1.68%	2,481
04:内分泌・栄養・代謝疾患	584,363,750	7.69%	11,360
U5:精神・行動障害	399,611,220	5.26%	7,768
06:神経系疾患	331,983,350	4.37%	6,454
07:眼・付属器疾患	289,587,810	3.81%	5,629
08:耳・乳突突起疾患	91,150,520	1.20%	1,772
09:循環器系疾患	517,323,280	6.81%	10,056
10:呼吸器系疾患	891,612,350	11.74%	17,332
11:消化器系疾患	534,123,790	7.03%	10,383
12:皮膚・皮下組織疾患	383,871,000	5.05%	7,462

*レセ分析システム「疾病分類別 医療費」 歯科は「11. 消化器系疾患」に含む。
赤枠：呼吸器系疾患を除く、医療費割合が上位の疾病分類

生活習慣病に関わる総医療費



2022年度の診療区分別の1人当たり医療費で、医科の割合が68%であった。2018～2022年度の1人当たり医療費は2022年度が最高額となっている。

まとめ

疾病分類別の総医療費の割合は、「新生物」「内分泌・栄養・代謝疾患」「消化器系疾患」「循環器系疾患」の順で大きい。生活習慣病では上位から糖尿病、高血圧症、高脂血症（脂質異常症）、人工透析と続き、同疾病の経年変化は増加傾向がみられる。

4-3 特定健診等 目標・対象者数・実施方法

【目標と対象者数】(基本指針第三の二、第三の一) 2029年度における目標値は、実施率を保険者全体で達成するために、各制度毎の保険者が、実績に比して等しく実施率を上げた場合の各制度毎の実施率を保険者種別毎の目標値とされている。

・特定健康診査：共済組合 = 90% [全体目標：70%]

・特定保健指導：共済組合 = 60% [全体目標：45%]

当組合の目標は次のとおり。

特定健診		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
組合員	対象者数(人)	24,140	24,930	25,060	25,880	26,030	26,850
	実施率	98%	98%	98%	98%	98%	98%
被扶養者	対象者数(人)	5,080	5,170	5,250	5,320	5,400	5,430
	実施率	70%	70%	70%	70%	70%	70%
全体	対象者数(人)	29,220	30,100	30,310	31,200	31,430	32,280
	実施率	93%	93%	93%	93%	93%	93%

特定保健指導		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
組合員	対象者数(人)	2,660	2,750	2,760	2,850	2,870	2,960
	実施率	63%	63%	63%	63%	63%	63%
被扶養者	対象者数(人)	230	230	240	240	240	250
	実施率	20%	20%	20%	20%	20%	20%
全体	対象者数(人)	2,890	2,980	3,000	3,090	3,110	3,210
	実施率	60%	60%	60%	60%	60%	60%

・2029年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

【実施方法】(基本指針第三の三)

特定健康診査 4月～3月

- ・現職の組合員は、原則所属所で総合健診*を受診する。
12機関(個別契約)が実施。
- ・任意継続組合員及び被扶養者は、自宅送付した受診券により受診する。各地を巡回する集団検診も設定する。また、総合健診も受診可能とする。
県内外の医療機関等(集合契約)にて実施。
- ・人間ドック及びパート先での事業主健診等のデータを提出してもらう。

特定健診	組合員 (現職)	被扶養者 (現職)	組合員 (任継)	被扶養者 (任継)
総合健診(所属所巡回健診*)	●	●	●	●
総合健診(施設)		●		●
集合契約による個別健診(実施医療機関・受診券)		●	●	●
巡回健診(集団健診・受診券)		●	●	●
人間ドック・パート先事業主健診等データの提出(様式)	●	●	●	●

*一部施設健診あり

特定保健指導 健診1か月後から(当日実施あり)

- ・現職の組合員は、総合健診の流れで所属所で保健指導を利用する。
8機関(個別契約)にて実施。
- ・任意継続組合員及び被扶養者は、自宅送付した利用券により利用する。

特定保健指導	組合員 (現職)	被扶養者 (現職)	組合員 (任継)	被扶養者 (任継)
総合健診実施機関(所属所対面・遠隔/個別・集合)	●			
集合契約による対面指導(実施医療機関・利用券)	▲	●	●	●

▲一部事務組合など

【実施項目】

特定健康診査 法定の実施項目(自己負担なし) 詳細な項目(自己負担あり)

4-4 特定健診等 実施方法(2)・個人情報の保護・実施計画の公表、周知・評価等

【外部委託】

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」の基本事項に基づき、アウトソーシングする。

【実施に関する年間スケジュール】

	時期	実施に関する事務等	健診	保健指導
年間スケジュール	年度当初	健診・保健指導委託契約(3月～4月)	4月	前年度分
		健診受診券と案内文書の発送(5月末)		
	年度前半	前年度の実施結果の検証や評価(6月～)	3月	当年度分
	年度後半	国への報告(10月末)		
		国への報告後データ集計及び経年評価(11月)		
次年度の計画と予算策定(1月)				
	次年度実施準備(2月～)			
月間スケジュール	健診受診券の再発券(随時)			
	健診等データの登録と中間サーバーへ更新(随時)			
	階層化及び保健指導利用券の発券(随時)			
	毎月の支払(支払基金日程、月末)			

【個人情報の保護】(基本指針第三の四)

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等
健診等データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

福岡県市町村職員共済組合個人情報に関する規程を遵守する。

当共済組合及び委託された実施機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。当共済組合の個人情報保護管理者を事務局長、個人情報保護管理補助者を保健事業主幹課長とし、データの利用者は特定健康診査事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲や利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守情報を管理する。

【特定健康診査等実施計画の公表及び周知】(基本指針第三の五)

本計画の公表及び周知は、当共済組合広報紙等で概要を、ホームページに全文を掲載する。また、データヘルス計画と一体的に公表する。

【特定健康診査等実施計画の評価及び見直し】(基本指針第三の六)

当計画については、実施に基づき毎年評価する。

また、第3期データヘルス計画に併せて令和8(2026)年度に中間評価を行い、第4期目標と大きくかけ離れた場合やその他必要とする場合には見直すこととする。

【その他】(基本指針第三の七)

40歳未満の組合員及び被扶養配偶者に対しても特定健診検査項目を含む総合健診を実施し、事後保健指導や保健事業等を通じて生活習慣病の早期予防に努める。